

分譲手続きの流れ(公募期間中)

- 1 申込資格** (1)及び(2)の要件を満たし、且つ(3)及び(4)のいずれにも該当しないこと。
- (1) 日本国内に住民登録をしている個人又は日本国内で法人登録をしている法人である者
 - (2) 申込みをする土地で土地利用計画を有すること（工業・商業団地のみ）
 - (3) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人・被保佐人・未成年者）
又は破産者で復権を得ない者
 - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」
第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団員が実質的に経営を支配
する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 申込方法

- 【公募期間】 令和8年6月1日（月）から令和8年6月12日（金）まで
- 【様式等の配布】 公募期間中に、市役所6階行財政改革推進室管財担当において
配布しているほか、市公式ホームページからダウンロードしてください。
- 【受付時間】 土日を除く午前9時から午後5時まで
- 【受付場所】 市役所6階行財政改革推進室管財担当に直接持参してください。

3 申込に必要な書類

- 市有地分譲申込受付書（様式1）に必要事項を記入・押印して提出してください。
- ※ 実印である必要はありません。

4 抽選について

複数申込物件については抽選を行います。

- 【抽選日】 令和8年6月15日（月） 午前10時00分
- 【抽選場所】 市役所6階会議室

- ※ 代理人の場合は委任状が必要です。また、申込者本人が他の代理人になることはできません。
- ※ 抽選の結果、内定した場合には分譲申込書等の書類を提出していただきます。
必要な書類については分譲手続きの流れ（随時分譲）をご確認ください。

5 随時分譲

- (1) 公募期間中に申込みがなかった物件について、令和8年6月15日（月）午前10時から随時受付
します。午前10時に複数の申込み（譲渡斡旋を含む）があれば抽選とします。
- (2) 令和8年6月15日（月）以降は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで市役所6階
行財政改革推進室管財担当にて随時受付します。
- (3) 随時分譲移行後は、市の譲渡斡旋登録業者による斡旋ができます。

6 その他

- (1) 随時分譲に移行した後は、必要に応じ区画や価格を変更する場合があります。
- (2) ホームページ、分譲案内（リーフレット）又は現地看板で「売却済み」の
表示がされていない場合であっても、既に購入の申込みがされている場合も
ありますので、事前にお電話等で行財政改革推進室管財担当にご確認ください。